

県立学校における一斉臨時休業について

1 経緯

- ・先月27日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において安倍首相から以下の主旨の発言があった。
「新型コロナウイルスの感染の流行を早期に終息させるためには、ここ1～2週間が極めて重要な時期であり、子供たちの健康安全を第一に考え、全国全ての小・中学校、高等学校、特別支援学校について、臨時休業を行うよう要請する」
- ・これを受けて、28日に文部科学省から、一斉臨時休業の要請について留意事項を含めた通知が届く。
- ・同日15時30分、知事が記者会見で、国の要請どおり3月2日（月）から3月24日（火）まで、県立学校を一斉臨時休業とすることを発表した。

2 県立学校における主な休業期間中の対応について

- (1) 教育課程に関すること
 - ・可能な限り、家庭学習を適切に課すなど必要な措置をとる。
 - ・各学年の課程の修了、卒業の認定等に当たっては、弾力的に対処する。
- (2) 障害のある児童生徒に関すること
 - ・福祉サービスの人員確保の問題等で児童生徒の居場所を確保できない場合は、多くの児童生徒が同じ場所に長時間集まることのないよう、必要な対策を行ったうえで登校させる等の配慮を行う。
- (3) 入学者選抜に関すること
 - ・感染症拡大防止対策を行った上で、予定どおり実施する。
 - ・感染症で受検できなかった生徒は、追検査を受検させる。
- (4) 卒業式に関すること
 - ・感染症拡大防止対策を行った上で、下級生を参加させないなど、規模を縮小した上で予定の日程どおり実施する。
- (5) 仮入学に関すること
 - ・感染症拡大防止対策を行った上で、登校時間帯をずらすなど、必要な措置を講じて実施する。
- (6) 部活動に関すること
 - ・部活動は禁止とするが、全国大会等に出場が決定している部の練習は認める。
- (7) 臨時休業中の生徒の登校に関すること
 - ・自宅待機が難しい生徒、進路が未定等の理由で指導が必要な生徒等については、登校を認める。

3 特別支援学校における主な休業期間中の対応について（2 以外）

（1）児童生徒の居場所の確保に関すること

- ・保護者から、受け入れ事業所等の居場所が見つからないなどの相談があった場合は、丁寧にその状況を聞き取り、必要に応じて登校を認める。

なお、こうした児童生徒の登下校については、原則、保護者送迎とするが、保護者送迎が難しい場合は、スクールバスを活用する。

（2）生徒の就労支援に関すること

- ・高等部3年生の就職に関する事業所等との移行支援会議または面接等に関しては、生徒の進路実現を図るため登校を認める。

（3）医療的ケアの状況等、保護者からの聞き取りに関すること

- ・医療的ケア及びアレルギー等に関する対象児と保護者の聞き取りについては、面談の日時や教室を分散するなど、必要な措置を講じて実施する。

<参考> 市町の一斉臨時休業期間について

加賀市	3月	2日午後～	3月24日
小松市	3月	2日午後～	3月24日
能美市	3月	2日午後～	当面の間（最長3月24日まで）
川北町	3月	2日午後～	3月24日
白山市	3月	2日～	3月24日
野々市市	3月	2日午後～	3月13日（以降は状況を見て判断）
金沢市	3月	5日～	3月19日
津幡町	3月	2日午後～	3月24日
内灘町	3月	2日午後～	3月24日
かほく市	3月	2日午後～	3月24日
宝達志水町	3月	2日～	3月24日
志賀町	3月	16日～	3月24日
羽咋市	3月	5日～	3月19日
中能登町	3月	10日～	3月24日
七尾市	3月	3日～	3月24日
能登町	3月	2日～	3月24日
穴水町	3月	9日～	3月23日
輪島市	3月	9日～	3月23日
珠洲市	3月	4日～	3月24日